

# 令和7年度 第2回 仙台市景観総合審議会 屋外広告物部会

日時：令和8年1月26日（月）

15時00分～17時00分

場所：都市整備局会議室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

《審議事項》

- ・デジタルサイネージへの対応について

《報告事項》

- ・「せんだい景観広告賞」の実施について

3. 閉 会

— 配 付 資 料 —

資料1：デジタルサイネージへの対応について

資料2：「せんだい景観広告賞」の実施について

# 仙台市景観総合審議会 屋外広告物部会 委員名簿

任期：令和6年8月31日～令和8年8月30日

(令和8年1月26日現在)

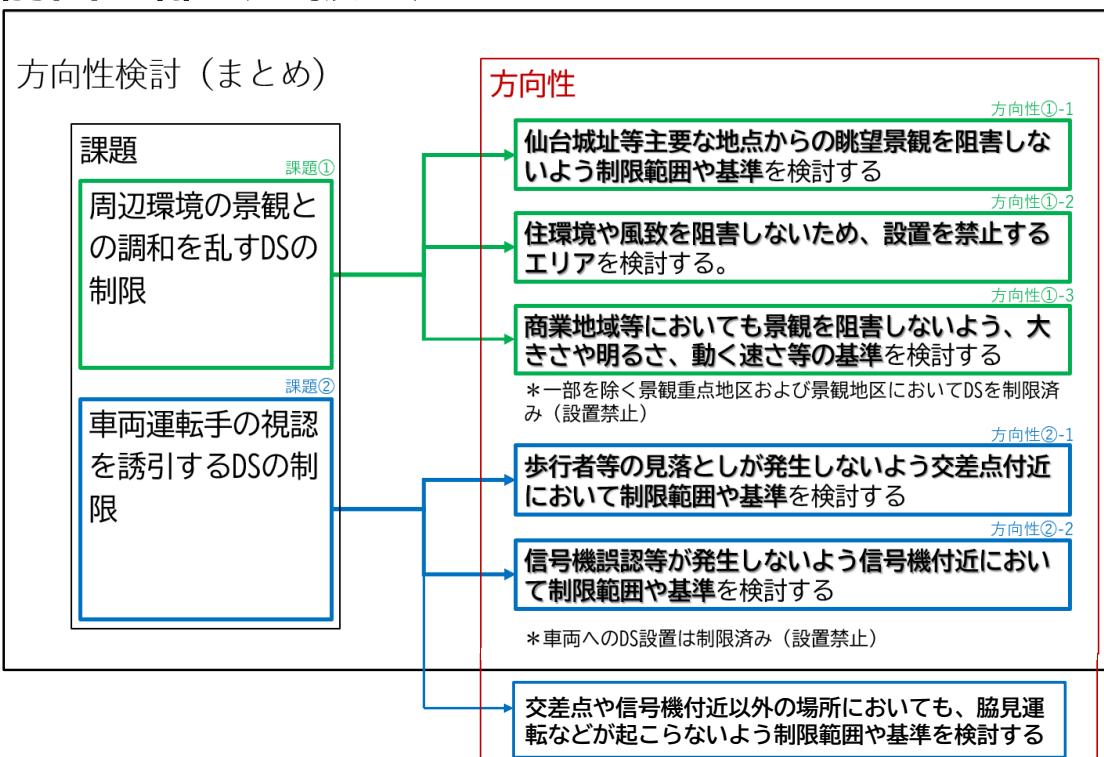
氏名	所属・役職等	備考
ささき かずゆき 佐々木 和之	(株)ユーティア 地域ブランディング事業部 執行役員	審議会 委員
ささき しんたろう 佐々木 慎太郎	宮城県屋外広告美術協同組合 理事長 (有)ササキ創芸 代表取締役社長	審議会 委員
たかやま ひでき 嵩山 秀樹	仙台商工会議所 常務理事・事務局長	審議会 委員
つねまつ よしづみ 恒松 良純	東北学院大学工学部環境建設工学科 教授	審議会 委員
やまはた のぶひろ 山畑 信博	東北芸術工科大学デザイン工学部 教授	審議会 委員

(五十音順、敬称略)

# デジタルサイネージへの 対応について

## 前回の部会の振り返り

▼R7.2.6部会資料より



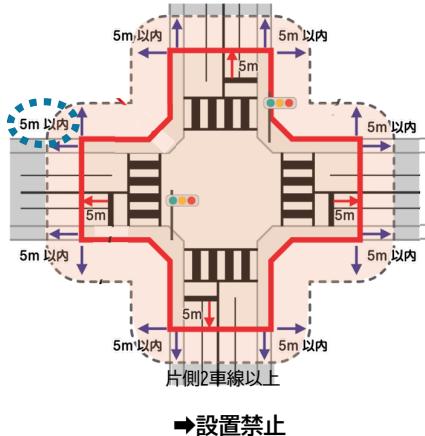


# DS制限イメージ 方向性①-1~3

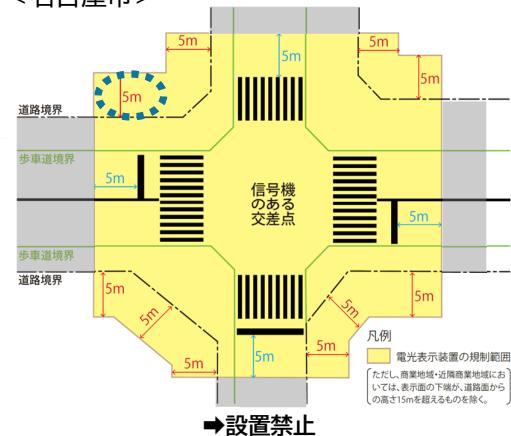
制限イメージ（条例による許可基準 または ガイドラインによる誘導基準）			
	制限対象範囲	制限対象となるDS	DS制限内容
方向性①-1	仙台城址（騎馬像）から水平距離●●●m以内	表示面積●m <sup>2</sup> を超える 下端高さ●mを超える 表示向きが仙台城址方向	設置禁止
方向性①-2	1種許可地域 (都市計画区域外、市街化調整区域、2低専)	全て	設置（原則）禁止 *禁止地域（1低専）では 現行制限の中でも設置禁止
方向性①-3	2種許可地域 (1中高、2中高、準住、 3種許可地域以外の近商、商業、準工、工業、工専) 3種許可地域 (市長が指定する幹線道路から30m以内の 近商、商業、準工、工業、工専 ex 国道4号バイパス)	全て	大きさ(●m <sup>2</sup> 未満) 明るさ (●cd未満) 動く速さ etc
	交差点から●m以内	下端高さ●m以下	設置禁止
	信号機から●m以内	下端高さ●m以下	設置禁止
	車道から●m以内	下端高さ●m以下 表示向きが運転手方向	設置禁止

## 他都市ヒアリング～交差点付近におけるDS制限 方向性②-1

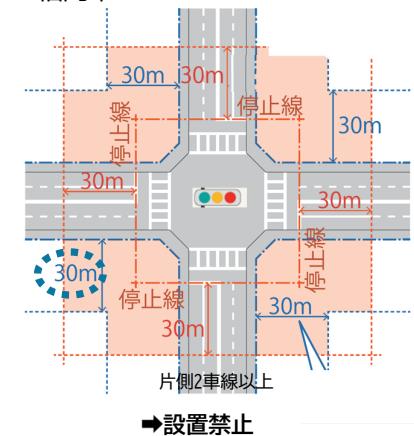
<横浜市>



<名古屋市>



<福岡市>



→設置禁止

→設置禁止

→設置禁止

\*近商・商業の場合、下端高さ15m超えのものは設置可

\*下端高さ10m以上のものは設置可

▲「横浜市屋外広告物条例の手引き 屋外広告物許可編」、「名古屋市屋外広告物のしおり」、「福岡市屋外広告物の手引き」より抜粋

- ・制限理由： ドライバーによる信号機の確認への影響（各都市共通）
  - // 横断歩道を渡っている・渡ろうとする歩行者・自転車の確認への影響（名古屋市）
  - // 対向車の確認への影響（名古屋市）
  - 歩行者による信号機の確認への影響（横浜市）
- ・制限範囲の理由：県警協議（名古屋市）
- ・制限高さの理由：信号機高さの倍程度の高さまでは信号機誤認可能性あり（名古屋市）

# DS制限イメージ 方向性②-1~3

制限イメージ（条例による許可基準 または ガイドラインによる誘導基準）		
制限対象範囲	制限対象となるDS	DS制限内容
仙台城址（騎馬像）から水平距離●●●m以内	表示面積●m <sup>2</sup> を超える 下端高さ●mを超える 表示向きが仙台城址方向	設置禁止
1種許可地域 (都市計画区域外、市街化調整区域、2低専)	全て	設置（原則）禁止 *禁止地域（1低専）では 現行制限の中でも設置禁止
2種許可地域 (1中高、2中高、準住、 3種許可地域以外の近商、商業、準工、工業、工専) 3種許可地域 (市長が指定する幹線道路から30m以内の 近商、商業、準工、工業、工専 ex 国道4号バイパス)	全て	大きさ(●m <sup>2</sup> 未満) 明るさ (●cd未満) 動く速さ etc
方向性②-1 交差点から●m以内	下端高さ●m以下	設置禁止
方向性②-2 信号機から●m以内	下端高さ●m以下	設置禁止
方向性②-3 車道から●m以内	下端高さ●m以下 表示向きが運転手方向	設置禁止

## 今後の取組み～DS景観シミュレーション

仙台城址からの景観、住宅街等での景観、自動車運転手からの見え方について、  
デジタルサイネージが設置された状況を想定したシミュレーション動画を作成し、  
制限の度合いを検討する。

制限イメージ（条例による許可基準 または ガイドラインによる誘導基準）		
制限対象範囲	制限対象となるDS	DS制限内容
仙台城址（騎馬像）から水平距離●●●m以内	表示面積●m <sup>2</sup> を超える 下端高さ●mを超える 表示向きが仙台城址方向	設置禁止
1種許可地域 (都市計画区域外、市街化調整区域、2低専)	全て	設置（原則）禁止 *禁止地域（1低専）では 現行制限の中でも設置禁止
2種許可地域 (1中高、2中高、準住、 3種許可地域以外の近商、商業、準工、工業、工専) 3種許可地域 (市長が指定する幹線道路から30m以内の 近商、商業、準工、工業、工専 ex 国道4号バイパス)	全て	大きさ(●m <sup>2</sup> 未満) 明るさ (●cd未満) 動く速さ etc
交差点から●m以内	下端高さ●m以下	設置禁止
信号機から●m以内	下端高さ●m以下	設置禁止
車道から●m以内	下端高さ●m以下 表示向きが運転手方向	設置禁止

# 今後の検討について

～検討の流れ～

現況把握	仙台市におけるDSの設置状況の把握	R6. 7. 30 部会
問題把握	DSによる問題の把握（想定）	R7. 2. 6 部会
課題設定	DSにかかる課題の設定	
方向性検討	DSに対する規制や誘導の方向性の検討（規制や誘導を行う項目）	本日の 部会
内容検討	DSに対する規制や誘導の具体的内容（基準）、位置づけ（条例orガイドラン等）などの検討	R8年度
実施に向けた準備	条例、ガイドライン作成作業等	R9年度

## 「せんだい景観広告賞」の実施について

仙台市都市整備局都市景観課

1

### ■ 屋外広告物ガイドライン 周知状況

R7.7

- ガイドライン完成
- HP掲載、商店街・業界団体へ周知、周知カード作成・配布

R7.8

- ガイドライン(冊子)送付(協力店舗・広告業団体会員 他)
- 定禅寺通沿道のビルオーナー意見交換会

R7.9

- 商工会議所広報誌「飛翔」10月号掲載
- 市政だより10月号掲載

R7.10

- 宮広美『宮城・広告景観タウンミーティング』にて周知

R8.1

- SNS掲載
- 合同説明会・意見交換会(商工会議所・宮広美・ネオン協会・建築士会)

7月にガイドラインを策定後、各業界団体等へ説明、周知を行ってきた。  
今後は、表彰制度の募集へ向けて準備を進めていく。

## ■ せんだい景観広告賞 制度概要（実施主体:仙台市）



### 審査員

仙台市景観総合審議会屋外広告物部会委員 5名



審査基準:仙台市屋外広告物ガイドライン  
(魅力ある店先づくり編・魅力ある景観広告編)



### 募集部門・対象

- (1)店先づくり部門： 良好的な景観形成に寄与する店先の設え  
(2)景観広告部門： 地域の景観に調和する屋外広告物



応募資格・表彰対象  
広告主(オーナー)・  
デザイナー(設計者)・  
施工者



表彰作品点数(各部門)  
最優秀賞1点  
優秀賞2点 その他特別賞等



応募方法  
メールで受付(応募  
様式と写真を添付)



募集期間  
令和8年4月～6月

3

## ■ せんだい景観広告賞 作品募集～表彰までの流れ(予定)



募集期間  
令和8年4月(下旬)  
～6月(下旬)

- HP・チラシ・業界団体等への周知 等



市民意見聴取・  
書類確認  
令和8年7月(中旬)  
～10月(中旬)

- 事務局による事前確認
- 市民意見聴取(WEBアンケート他)(1か月)
- 審査員による書類確認(1か月)



現地確認・審査会  
令和8年11月(上旬)

- 現地確認・審査会を行い表彰作品決定



表彰式  
令和8年11月(下旬)  
パネル展示  
12月(下旬)～

- 表彰作品の表彰
- 表彰作品のパネル展示

4